弁護士法人 デイライト法律事務所
DAYLIGHT LAW FIRM

Daylight Times

経営者・法務担当者のためのニュースレター

2026 年 11月号

Page1

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容
- 有給休暇の拒否は違法？【弁護士が解説】
- 「うちの会社は大丈夫？」職場で撮影した写真のSNS投稿に潜む法的リスク
- 拘禁刑とは？懲役との違いやデメリットをわかりやすく解説
- 自己破産の手続きにかかる期間とは？再スタートの目安を解説

有給休暇の拒否は違法？【弁護士が解説】

従業員の有給休暇の申請を合理的な理由もなく拒否すると、労働基準法第39条の違反となり、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金となります（労基法119条）。

有給休暇の拒否が違法となる場合について、労働事件に精通した弁護士が解説しますので、ご参考にされてください。

有給休暇を取得できる条件

労働者は、①6カ月間継続勤務し、かつ、②全労働日の8割以上を出勤することで年次有給休暇（年休）の権利を取得します。

有給休暇を取得できる条件



逆に言えば、勤務期間が6カ月未満の従業員や、全労働日の8割に満たない日数しか出勤していない労働者に対しては、年休を与える必要はありません。

有給休暇は変更できる？

年休は要件を満たせば当然に発生する権利です。

したがって、労働者が特定の日を指定して申請した場合には、原則として年休を与えなければなりません。

しかし、労基法39条5項ただし書きには「請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合」においては年休を与える日を変更できると規定されています。

この権利を「時季変更権」といいます。

客観的にみて代替要員を立てることが困難であれば、有効な時季変更権を行使できると考えられます。

時季変更権行使のポイント

繁忙期で年休を与えることが困難な状況であっても、まずは代替要員を確保できないか検討すべきです。

十分に検討・行動したけれども確保できなかったという場合に時季変更権を行使することが無難です。

そのため、行使する際には労働者と協議してなるべく近い時期に年休を与えることが望ましいといえます。

弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス　福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス　東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス　大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル7F
北九州オフィス　北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス　GROUP　DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814

事務所サイト www.daylight-law.jp　企業法務サイト www.komon-lawyer.jp



この記事についてのお問い合わせは、永野までお気軽にどうぞ。

有給休暇の拒否はパワハラ？

時季変更権の要件を満たさないにもかかわらず有給休暇を拒否すると、ケースによってはパワハラとなる可能性があります。

また、有給休暇を合理的な理由もなく拒否すると労働基準法第39条違反となり、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

アルバイトは有給休暇がない？

アルバイトやパートタイマーであっても、取得要件を満たす場合は有給休暇が付与されます。

パートタイマー	週の所定労働時間と週の所定労働日数に応じて付与される
アルバイト	学生や時給労働者であっても身分は関係なく、要件を満たせば同様に付与される

会社として有給休暇の制度を設けていない場合

有給休暇は労働基準法に基づき付与されるものであるため、就業規則が作成されておらず会社に制度がなかったとしても当然に付与されます。

ただし、就業規則を作成しないと事前申請を義務付けるなどのコントロールが難しくなるため、会社としては就業規則を作成しておくことをお勧めします。

詳しくは以下のページをご覧ください。
https://www.komon-lawyer.jp/qa/qa3_12/
有給休暇の拒否は違法？【弁護士が解説】

「うちの会社は大丈夫？」職場で撮影した写真のSNS投稿に潜む法的リスク

スマートフォンやSNSの普及に伴い、仕事中や社内イベント時に撮影した写真を個人のSNS（InstagramやXなど）に投稿し、いわゆる炎上状態に陥るケースが増えています。

こういったケースを全く知らない人はいないのではないでしょうか。

「楽しそうな職場の雰囲気を共有したい」、「自分の職場について友人たちに共有したい」という軽い気持ちであっても、実は企業や投稿者本人にとって重大な法的トラブルに発展するリスクを孕んでいます。

職場写真のSNS投稿に潜む主なリスク

・肖像権・プライバシー権の侵害
同僚や上司、取引先の顔写真を無断で投稿すると、民法上の不法行為に該当する可能性があります。

・機密情報・個人情報の漏洩
背景に映り込んだホワイトボードのメモ、パソコン画面、デスク上の書類（顧客名簿など）から重要な情報が漏洩する危険があります。

・企業の信用毀損（炎上リスク）
制服姿での不適切な写真や、業務上の秘密の暴露は、SNS上で即座に拡散され、企業のブランド価値を大きく損ないます。

実際に起きたトラブル事例

【事例A：PC画面の映り込みによる情報流出】
オフィスで「残業中！」とデスクの写真を投稿したところ、PC画面上に取引先の個人名と契約内容が写り込んでおり炎上。
企業側が謝罪と調査に追い込まれました。

【事例B：同僚の無断撮影・投稿】
社内イベントの写真を同僚の許可なく投稿した結果、「プライベートのSNSに顔を出されたくない」と社内での人間関係が悪化し、トラブルへ発展しました。

企業と従業員を守るための対策

SNSへの投稿は「一度公開されると完全に消去できない（デジタルタトゥー）」という特性があります。

万が一、重要情報の漏洩や権利侵害が発生した場合、投稿した従業員自身も会社からの懲戒処分や、損害賠償請求の対象となることがあります。

トラブルを未然に防ぐため、企業としては以下の対応を徹底することが重要です。

・ソーシャルメディアガイドラインの制定
（社内で撮影した写真の投稿ルールや、他人の顔・PC画面の映り込み防止を明確化する）
・就業規則（秘密保持・懲戒規定）の整備
・従業員への定期的なコンプライアンス研修

身近なSNSだからこそ、ルールとマナーを守った運用を心がけましょう。

社内ガイドラインの策定や見直しについてご不明な点がございましたら、いつでも当事務所までご相談ください。

詳しくは以下のページをご覧ください。
https://www.komon-lawyer.jp/qa/joho/
個人情報漏洩の損害賠償｜裁判例の相場と企業の対応法

拘禁刑とは？懲役との違いやデメリットをわかりやすく解説

拘禁刑とは？

拘禁刑とは、受刑者を刑事施設に収容する刑罰のことであり、従来の刑罰である懲役刑と禁錮刑を一本化したものです。

新しく導入される拘禁刑では、受刑者の状態や性格に合わせて、教育プログラムや職業訓練、医療的なサポートなど、個別対応の処遇が可能になります。

なお、改正法が施行され拘禁刑の制度が始まったのは、2025年の6月1日です。

拘禁刑と懲役や禁錮との違い

拘禁刑と従来の懲役・禁錮は、いずれも刑事施設への収容を伴う「自由刑」ですが、内容の面で重要な違いがあります。

刑の種類	施設への収容	刑務作業の対象者	刑務作業以外のプログラム
懲役刑	あり	全員	必ずしも十分ではない
禁錮刑		希望者	
拘禁刑		個別に必要性を判断	さらなる充実を図る

拘禁刑は、従来の懲役刑の流れを汲みながら、刑務作業が一律の義務ではなくなるとともに、更生プログラムのさらなる充実を目指したものといえます。

なぜ拘禁刑が創設？刑法改正の理由とは？

拘禁刑が創設された背景には、次のような理由があります。

まず、懲役と禁錮を区別する理由が乏しいという点です。

実際には禁錮の受刑者の多くが作業を希望しており、区別を維持する実態がなくなっていました。

また、社会復帰のための処遇の見直しも理由のひとつです。
受刑者の再犯を防止し社会復帰を強く後押しするために、一律に刑務作業を科すのではなく、柔軟な対応が可能となる拘禁刑が創設されました。

何が変わる？拘禁刑の更生プログラムの例

拘禁刑の導入により、受刑者一人ひとりの特性に応じた多様なプログラムが提供されます。

福祉的支援課程	精神上の障害等の特性に応じ、認知機能の向上や訓練を行う
高齢福祉課程	認知症や加齢により自立した生活が困難な受刑者に機能訓練を行う
依存症回復処遇課程	依存症への理解を深め、脱却を目指す
若年処遇課程	おおむね26歳未満を対象に、学力向上や職業訓練を行う

拘禁刑のメリットとデメリット

拘禁刑には、次のようなメリットとデメリットがあると考えられます。

メリット
個々の受刑者に最適な処遇を提供することで、改善更生の効果が高まることが期待されます。

デメリット
リソースの問題：専門性をもった人材の確保や設備など、多くのリソースが必要となる点 社会からの理解の問題：「犯罪者なのに手厚い処遇を受けている」といった批判につながるおそれがある点

詳しくは以下のページをご覧ください。
https://www.daylight-law.jp/criminal/koukinkei/
拘禁刑とは？懲役との違いやデメリットをわかりやすく解説

自己破産の手続にかかる期間とは？再スタートの目安を解説

自己破産にかかる期間はどのくらい？

自己破産が完了するまでの期間は、ケースによって異なりますが概ね半年～1年ほどが目安です。

裁判所に申し立てた後～破産手続が終了するまでは概ね3か月～9か月程度かかることが多く、管財人が選任されて詳細な調査が行われるかどうかによって大きく変わります。

同時廃止事件	裁判所の手続は申立てから概ね3か月程度の期間で終了します。
管財事件	財産調査や面談などが必要となり、概ね4か月～2年程度で終了します。
少額管財事件	1回の期日のみの場合は3～4か月程度、2回の期日が必要なケースでは5～6か月程度となります。

自己破産の手続きが長引くケースとは

自己破産の手続きが長引く主なケースは以下の通りです。

- **必要な書類をなかなか集められない**
 通帳の記帳不足や有効期限のある公的書類などの準備が遅れると手続きが止まってしまいます。
- **管財事件**
 財産の処分や借金免除についての調査が必要となり、特に不動産を処分する場合などはどうしても時間がかかります。
- **債権者から反対されている場合**
 免除について反対の意見が提出されると、裁判所が弁明を聴取するなど慎重に手続を進めることになります。

自己破産を早期解決する4つのポイント

自己破産の手続きをスムーズに進め、早期解決につなげるためのポイントです。

自己破産を早期解決する４つのポイント

- 弁護士に早い段階で相談する
- 必要書類を早めに集める
- 法テラスの利用を避ける
- できるだけ分割払いにしない



自己破産後の影響が続く期間

自己破産手続きの終了後も、生活には一定期間影響が残ります。



官報に掲載される期間
情報は検索サービスなどで半永久的に残りますが、一般の方が確認する可能性は高くありません。
クレジットカードが作れない期間
信用情報機関に破産情報が掲載されるため、5年～7年間はカード作成や審査が難しくなります。
職業が制限される期間
破産手続開始決定から復権（免責許可決定時など）までの間、他人の財産を管理する一部の資格や職業に就くことが制限されます。

詳しくは以下のページをご覧ください。
https://www.daylight-law.jp/debt/qa/qa48/
自己破産の手続にかかる期間とは？再スタートの目安を解説

※転記フリー※
このニュースレターは転記フリーです。
役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。
今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで
弁護士　永野裕貴
e-mail　info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。

企業法務 / 労働問題
離婚・男女問題
相続 / 事業承継
交通事故 / 人身障害
刑事 / 企業犯罪
破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645 24時間 365日 電話受付